

審査基準整理票

処分名	温泉保養交流施設（比良とびあ）の行為の許可		
根拠法令名	大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則（平成17年条例第127号）		（条項）第4条
基準法令名	大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則（平成17年条例第127号）		（条項）第5条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・文書の名称【】・掲載図書等【】・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則第4条に規定する市長の許可基準は、次に掲げる全ての事項を満たすこととする。</p> <p>(1) 本市の観光振興に寄与するものであること。</p> <p>(2) 大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則第5条各号に掲げる行為をするおそれがないこと。</p>			

【根拠法令】

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則

(行為の制限)

第4条 温泉保養交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 業として写真を撮影すること。

【基準法例】

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第5条 温泉保養交流施設に入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 温泉保養交流施設の施設又は設備を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 温泉保養交流施設の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。